

きよかわ元気応援券(第3弾)の利用期間について



住民の皆さんへ

村では、新型コロナウイルス感染拡大により、疲弊した消費を回復させ、さらに村民の皆さんに「新しい生活様式」を取り入れていただくため、「きよかわ元気応援券(商品券)」を配布いたしました。利用期間は、**令和4年6月30日(木)**までとなっています。お手元に商品券をお持ちの方は、お忘れのないようご利用ください。

なお、利用期間を過ぎますと、商品券は無効となり利用できません。また、商品券の返金や払い戻し、換金は致しかねますので、ご利用忘れのないようご注意ください。

事業者の皆さんへ

商品券の換金につきましては、「清川村役場産業観光課」が窓口となります。

また、換金ができる期間は**令和4年7月29日(金)**までとなっています。期日を過ぎた商品券は無効となりますので、まだ換金請求を行われていない事業者の方につきましては、お忘れのないよう換金請求を行ってください。

問 産業観光課商工観光係 ☎(288)3864

令和4年春の叙勲

岩澤敏雄さん(新屋敷)が
旭日双光章を受章



受章された岩澤さん

新屋敷地区にお住まいの岩澤敏雄さんが旭日双光章を受章され、5月9日、神奈川県知事から伝達されました。

岩澤さんは、長年にわたり村議会議員として活躍し、その功績が認められました。

問 総務課管理係 ☎(288)1212

環境美化活動にご協力をお願いします。

クリーンキャンペーン・ ヤマビル駆除

日 6月12日(日)

午前8時30分から

※予備日6月19日(日)

※当日の午前8時に実施の有無を防災行政無線で放送します。

※予備日が雨天の場合は中止とします。

場 自宅周辺の道路など

内 ①不法投棄された可燃ごみや不燃ごみの収集

②県・村道沿いの雑草や支障木の除去

③ヤマビル駆除(実施する自治会には殺ヒル剤と噴霧器を貸し出します。)

問 産業観光課商工観光係

☎(288)3864



ひまわり放課後児童クラブ・夏休み期間中の入所申込み

保健福祉課福祉係
☎(2888)3886-1

日 毎週月曜日～金曜日

①夏休み期間中（7月21日（木）～8月31日（水）・振替休日・月曜日～金曜日にあたる祝日／午前8時30分から午後6時30分まで

由により、放課後家庭において保育を受けられないかつ集団生活を営む上で著しく支障のない児童

②早期保育／午前8時から午前8時30分まで

①放課後児童クラブ育成負担金／月額6千円

③早期保育料／1回100円延長保育料／1回100円

②教材費・おやつ代／2千円

場 保健福祉センターひまわり館2階・ボランティア活動室

※上限千円（希望者のみ）

対 村内小学校に在籍する1～6年生の児童で、保護者の就労、疾病などの理由

保健福祉課窓口に設置している申込用紙に必要事項を記入し、6月30日（木）までに申込み。

ひまわり放課後児童クラブ・夏休み期間中の指導員を募集

保健福祉課福祉係
☎(2888)3886-1

対 18歳以上（高校卒業以上）の方 若干名

内 給与／時給1062円

勤務日／シフト制（月～金曜日）午前8時30分～午後6時30分

勤務期間／7月21日（木）～8月31日（水）

雇用期間／7月1日（金）

申 6月1日（水）から30日（木）までの間に保健福祉センターやまびこ館1階・保健福祉課で配布の申請書を郵送（〒243-10195）※住所不要または窓口で提出。

マイナンバーカードを紛失してしまったら

税務住民課住民保険係
☎(2888)3849

「マイナンバーカード」を紛失してしまった場合、一時停止の手続きを必ずしましょう。

紛失による一時停止の手続き方法

専用のコールセンターにご連絡ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

平日／午前9時30分～午後8時、土日祝／午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

発行された場合の対応

紛失していた「マイナンバーカード」を発見した場合など、マイナンバーカードの一時停止解除の手続きは担当課窓口で受け付けています。

※コールセンターでは、一時停止解除の手続きはできません。



6月23日～29日

男女共同参画週間

令和4年度のキャッチフレーズ

「あなたらしい」を築く、
「あたらしい」社会へ

村では、令和3年3月に「清川村男女共同参画基本計画」を策定し、事業の普及啓発に取り組み、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において活躍できる社会を推進します。

全ての人が職場・家庭・地域・学校で個性と能力を発揮できる社会を目指しましょう。

問 生涯学習課生涯学習係 ☎(288)3733

保険料の免除・猶予制度のご案内

国民年金にご加入の方は、毎月保険料を納めなければなりません。収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが困難な場合は、未納のままにせず、「免除・納付猶予制度」をご利用ください。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご覧ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

記号一覧

日 時	期 間	場 所
対 象	内 容	講 師
費 用	申 込	場 所
他	申 込	場 所
その他	問 問	問 問

国民年金



結婚新生活支援事業 補助対象を拡大

保健福祉課福祉係
☎(288)3861

結婚に伴う新生活を経済的に支援することを目的に、住居費及び引越費用の一部を助成します。

対 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚夫婦。村内に住所を有し、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、夫婦の所得額が400万円未満の世帯であり、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に村内への転入届などを提出し受理済であること。

内 ①結婚を機に新たに村内に住宅を取得（婚姻前に取得した場合は婚姻日から起算して1年以内）する際の費用または住宅物件に係る賃借料など

②結婚の機に引っ越しをした際の経費で業者に支払った費用

③結婚を機に村内の住宅を取得し、または村内の住宅物件を賃借した際に、住宅等のリフォーム（婚姻前にリフォームした場合）は、婚姻日から起算して1年以内）をするために要した費用

申 ①③の実費負担分で1世帯当たり30万円を上限に支給（①③合算可）
保健福祉センターやまびこ館1階・保健福祉課窓口で申請。申請に必要な添付書類があるため、申請前に必ずお問い合わせください。

令和4年度から児童手当制度が一部変更になります

現況届の提出が原則不要となります

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、以下①～④に該当する方は現況届が必要です。

- ①法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ②離婚協議中の受給者である同居の父母
- ③配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ④その他、状況を確認する必要がある方

次のような場合は手続きが必要です (申請や届出は15日以内)

- ・結婚、離婚などにより受給者を変更するとき
- ・加入している年金を変更するとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・村外に転出するとき、または村内で転居したとき
- ・出生などにより支給対象のお子さんが増えたとき
- ・監護しなくなったなどの理由で支給対象のお子さんが減ったとき
- ・お子さんが児童養護施設に入所したとき
- ・支給対象のお子さんと別居したとき
- ・受給者が公務員になったとき

所得が基準額以上の世帯は、 特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分(6～9月分)から、児童を養育している方の所得が上限額以上の場合、児童手当は支給されません。

◎基準額目安 (単位：万円)

扶養親族などの数	所得額	収入額目安
0人	858	1,071
1人	896	1,124
2人	934	1,162
3人	972	1,200
4人	1,010	1,238

・児童手当などが支給されなくなった後に、所得が上限額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童手当などが支給されなくなった後に、その年度内に税の更正を行い所得が限度額を下回った場合でも、手続きが必要となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や、医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

木造住宅の無料耐震相談会を開催

まちづくり課土地政策係
☎(2880)38062

住宅の耐震性の向上と地震に強い安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の無料耐震相談会を開催します。

日 6月18日(土)

1時30分～午後4時30分
※事前予約制

場 役場庁舎1階・村民相談室
対 ①②③の全てに該当する木造住宅を所有する方

①村内に自らが所有し居住しているもの

②昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅であるもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増改築したものを除く)

③木造在来工法で建築されたもの(枠組壁工法またはプレハブ工法によらないもの)

内 図面、写真による簡易耐震診断および耐震改修についての相談など

費 無料



申 6月15日(水)までに、申込書に必要事項をご記入のうえお申し込みください。申込書はホームページまたはまちづくり課窓口で配布しています。

他 一般診断法による耐震診断をご希望の方は、耐震診断費補助金交付制度をご利用ください。

なお、村では、民間企業に耐震診断やリフォーム工事などの戸別訪問を依頼することはありません。悪質な訪問販売などにご注意ください。

二輪車交通事故防止強化月間

スローガン

運転にゆとり
やさしさ 思いやり
暴走は しない
させない ゆるさない!

「暴走族」の脱退の相談は、
県警察暴走族相談員(☎045(211)0174)へ

問 総務課防災交通係☎(288)1212

暴走族追放強化月間



令和3年度清川村交通安全ポスターコンクール
入選作品 能戸 恋歌さんの作品(緑小)

パートナーシップ制度を導入

性の多様性に関する社会的な理解を促進するため、パートナーシップ制度を導入します。

パートナーシップ制度とは・・・?

さまざまな事情で婚姻の届け出をせず、あるいはできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した関係であることを認める制度です。

施行日/令和4年7月1日(予定)

問 保健福祉課福祉係☎(288)3861



自衛官を募集

幹部候補生

各自衛隊の幹部自衛官となる者を養成するコースです。

【大卒程度・院卒者試験】

対 大卒…22歳以上26歳未満の方

院卒…20歳以上28歳未満の方

申 6月16日(木)まで

(飛行要員除く。)

他 試験日(合格発表日)／

一次…6月25日(土)／7月22日(金)

入隊時期／来年3月中旬

～4月上旬

【歯科・薬剤科】

対 専門大卒(見込含)で、20歳以上30歳未満の方

(薬剤科は28歳未満)

申 6月16日(木)まで

他 試験日(合格発表日)／

一次…6月25日(土)／7月22日(金)

入隊時期／来年3月中旬

～4月上旬

【医科・歯科幹部】

各衛生部門において、部隊の医療や健康指導などの業務に携わる幹部自衛官と

なる者を採用します。

対 医師・歯科医師の免許取得者

申 ①6月10日(金)まで

②8月1日(月)～10月28日(金)※第1回で採用予定数を採用した場合、第2回は実施しない場合があります。

他 試験日(合格発表日)／①

6月24日(金)／7月29日(金)

入隊時期／今年9月下旬

～10月上旬

②11月18日(金)／12月23日(金)

入隊時期／来年3月下旬

～4月上旬

一般曹候補生

対 18歳以上33歳未満の方

申 7月1日(金)～9月5日(月)まで

他 試験日(合格発表日)／一

次…9月15日(木)～18日(日)※いずれか1日(10月3日(月))

入隊時期／来年3月下旬

～4月上旬

予備自衛官補

教育訓練修了後、予備自衛官として任用する制度です。

【一般】

対 18歳以上34歳未満の方

申 9月16日(金)まで

他 試験日(合格発表日)／9

月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日(11月9日(水))

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方(資格により年齢上限変動)

申 9月16日(金)まで

自衛官候補生

自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する採用制度です。

対 18歳以上33歳未満の方

申 年間を通じて実施

他 試験日は受付時にお知らせ。合格発表日・入隊時期は試験時にお知らせします。

予備自衛官補

教育訓練修了後、予備自衛官として任用する制度です。

【一般】

対 18歳以上34歳未満の方

申 9月16日(金)まで

他 試験日(合格発表日)／9

月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日(11月9日(水))

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方(資格により年齢上限変動)

申 9月16日(金)まで

他 試験日(合格発表日)／9

月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日(11月9日(水))

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方(資格により年齢上限変動)

申 9月16日(金)まで

他 試験日(合格発表日)／9

月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日(11月9日(水))

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方(資格により年齢上限変動)

募集コールセンター
☎(0120)066792(携帯電話可)

他 試験日(合格発表日)／9

月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日(11月9日(水))

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

厚木募集案内所

自衛隊の仕事を知っていますか。

「国の平和と独立を守る」という重要な使命のもと、わが国に対する侵略行為には即座に対応し、自然災害時には人命救助と復興に尽力します。さらには自衛隊の力を必要とする諸外国に赴き、国際社会の平和にも貢献しています。

案内所で自衛隊の制度説明や受験案内、体験、駐屯地のイベント案内・見学など幅広いサポートを行っています。

お気軽にお問い合わせください。

問 ☎(400)2486

ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

くらしの安全・
安心だより

刈払機(草刈機)による
事故に注意しましょう!



刈払機は刈刃が露出しているため、十分安全に留意して使用しないと大変危険です。全国では刈刃への接触や巻き込まれによる事故により、手指の切断などの重大な事故が発生しています。

刈払機を使用する際は、危険性を再確認し、事故を防ぎましょう。

問 消費者ホットライン ☎188、厚木市消費生活センター ☎(294)5800